

## 沖縄県バス通学費支援のご案内(バス利用券)

意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、以下の世帯を対象にバス通学の無料化が10月から始まります。

**対象者** 次の①～③の要件をすべて満たしている方が対象となります

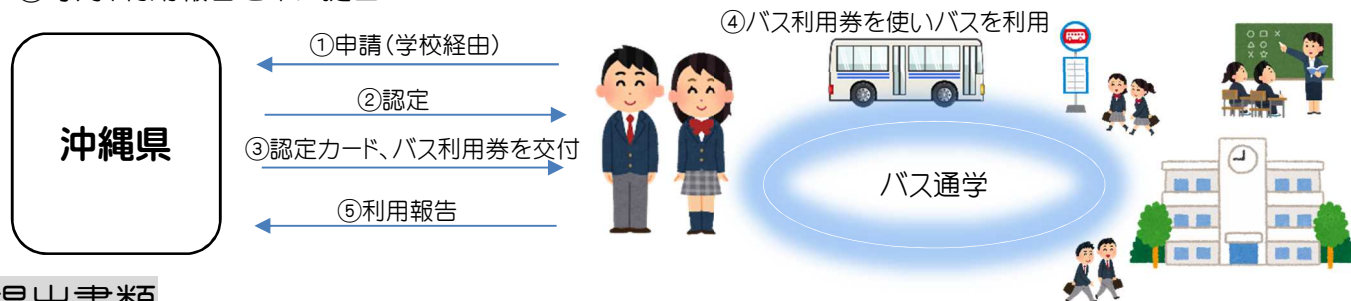
- ① 次のア～エのいずれかに該当する世帯
    - ア 令和2年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯(一部給付を除く)
    - イ 令和2年度道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
    - ウ 令和元年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯
    - エ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯
  - ② 県内の高等学校(全日制・定時制)等に在学している高校生等
  - ③ 通学距離が徒歩で片道2キロメートル以上
- ただし、ほかの制度で通学費の支弁対象となっている場合は対象外となります。
- (例)生活保護(生業扶助)受給世帯

### 申請からご利用までの流れ

- ①申請書及び必要書類を学校に提出
- ②書類審査後、対象者として認定
- ③県から認定カード及びバス利用券を交付
- ④交付された利用券を使いバスを利用
- ⑤毎月、利用報告を県に提出

### 利用できるバス会社

- 【本島】①やんばる急行バス②平安座総合開発③国頭村営バス  
 【宮古島】④宮古共栄バス⑤八千代・バスタクシー⑥共和バス  
 【石垣島】⑦東運輸  
 【久米島】⑧久米島町営バス



### 提出書類

- ① バス通学費支援事業認定申請書(様式1号)
- ② 下記の書類のうち、いずれか一つ
  - ・ 高校生等奨学給付金支給決定通知書(写)
  - ・ 直近の課税証明書または非課税証明書
  - ・ 児童扶養手当証書(写)または母子及び父子家庭医療費受給者証(写)

### 提出先

在学している高等学校に提出して下さい。  
 毎月、利用報告書を提出していただく必要があります。(翌月の3日までに学校に提出)

### お問い合わせ

- 【国公立】沖縄県教育支援課(バス通学支援専用ダイヤル) 098-866-2116  
 【私立】沖縄県総務私学課 098-866-2074

## 利用に関する質問

	Q	A
1	バス利用券とは何ですか	バス通学費支援事業専用のバス利用券を県が利用者に交付します。 バス利用券には、利用できる月、バス会社、区間運賃などが記載されており、1回の利用毎に1枚使用することで、申請した区間は無料でバスに乗車できます。
2	申請した時と異なる区間は利用できますか	利用できません。 自宅から学校までの区間のみ利用できます。
3	土日や祝日も利用できますか	授業が無い日は利用できません
4	利用券はいつ配られますか	利用券には利用ができる月が記載されています。 毎月、学校経由で配る予定です。
5	利用券とは回数券と何が違いますか	回数券はバス会社が発行しますが、利用券は、バス通学費支援事業専用の券で県が発行します。 回数券とは異なり、利用ができる月が記載されています。
6	利用券が余った場合どうすればいいですか	捨てずに必ず県に返却して下さい。 毎月、県に利用実績報告書を提出していただく必要がありますので、その報告書に余った利用券を添付し、学校に提出して下さい。

## その他の質問

	Q	A
7	自宅から学校までの徒歩の距離はどのように調べればよいでしょうか	Googleマップのサイトなどで調べることができます。 検索する時のルートは「徒歩」を選択して下さい。
8	利用実績報告とは何ですか	毎日のバス利用状況を記載し県に報告していただきます。 報告書の様式は後日学校を通じてお渡しします。
9	利用実績報告は必要ですか	必ず提出して下さい。 利用状況の確認ができないと翌月以降の利用券の交付ができません。
10	バスを利用しなかった場合も利用実績報告は必要ですか	必ず提出して下さい。報告書に余った利用券を添付し、学校に提出して下さい。
11	在学中はずっと利用できますか	毎年3月末に更新があります。更新の際、課税証明書などの書類を提出していただく場合があります。認定要件から外れた場合は利用できません。また、更新回数にも制限があります。
12	休学する場合どうしますか	認定カードを返却していただく必要があります。 復学後、利用したい場合は、再度申請して下さい。
13	転学や転居した場合どうなりますか	通学区間が変わる場合、再度申請して下さい。
14	紛失した場合はどうしますか	学校に連絡し、県に再度交付申請をして下さい。